

改正後	現 行
<p>農業次世代人材投資事業実施要領</p> <p>平成 24 年 8 月 21 日 担い手第 691 号制定</p>	<p>農業次世代人材投資事業実施要領</p> <p>平成 24 年 8 月 21 日 担い手第 691 号制定</p>
<p>第 1 趣旨</p> <p>農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。</p> <p>新規就農や経営継承をするに当たっては、就農準備期間や就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、本県の就農前後の青年新規就農者に対する資金を交付し、青年就農者の増大を図る。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農実施要綱」という。）</u>、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成 24 年 8 月 21 日担い手第 691 号制定。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。</p> <p>新規就農や経営継承をするに当たっては、就農準備期間や就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、本県の就農前後の青年新規就農者に対する資金を交付し、青年就農者の増大を図る。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農実施要綱」という。）</u>、農業次世代人材投資事業交付要綱（平成 24 年 8 月 21 日担い手第 691 号制定。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。</p>
<p>第 2 事業の内容</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。</p> <p><u>なお、令和 4 年度以降は、令和 3 年度までに本事業で採択された交付対象者に資金を交付し、新たな交付対象者の採択は行わないものとする。</u></p>	<p>第 2 事業の内容</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。</p> <p><u>[新設]</u></p>
<p>第 3 事業の種類</p> <p>1 準備型 [略]</p> <p>2 経営開始型 [略]</p> <p>3 推進事業 [略]</p> <p>4 経営発展支援金事業 [略]</p> <p><u>5 新規就農促進研修支援事業（以下、「研修支援事業」という。）</u> <u>次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者（新規就農実施要綱別記 1 第 5 の 1 の要件を満たすもの）に対して資金を交付する事業</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>第 3 事業の種類</p> <p>1 準備型 [略]</p> <p>2 経営開始型 [略]</p> <p>3 推進事業 [略]</p> <p>4 経営発展支援金事業 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>5 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下、「新規就農促進事業」という。）</u> <u>次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて研修機関等において研修を受ける就職氷河期世代等（新規就農実施要綱別記 1 第 5 の 1 の（1）の要件を満たす者）に対して、資金を交付する事業</u></p>
<p>第 4 交付主体</p> <p>[略]</p> <p>1 準備型 千葉県又は市町村</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>2 経営開始型 市町村</p>	<p>第 4 交付主体</p> <p>[略]</p> <p>1 準備型 千葉県又は市町村</p> <p><u>ただし、本事業を実施できる市町村は、第 7 の 1 の（12）に定めるサポート体制を構築している者に限る。</u></p> <p>2 経営開始型 市町村</p>

[削除]

3 経営発展支援金事業
市町村

4 研修支援事業
千葉県

[削除]

第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

[削除]

1 準備型

この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

ただし、本事業を実施できる市町村は、第7の2の(12)に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

3 経営発展支援金事業
市町村

[新設]

4 新規就農促進事業
千葉県又は市町村

ただし、本事業を実施できる市町村は、第7の1の(12)に定めるサポート体制を構築している者に限る。

第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

[新設]

1 準備型及び新規就農促進事業

(1) 準備型及び新規就農促進事業の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

ただし、新規就農促進事業にあつては、第6の1の(1)の研修計画（別紙様式第1号-2）の承認申請時の年齢が原則30歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が49歳以下の就職氷河期世代であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。なお、29歳以下であっても、就労経験があり、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にある者など就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している者として交付主体が認める場合は、新規就農促進事業の交付対象者として予算の範囲内で採択できる。

イ 第6の1の(1)の研修計画（別紙様式第1号-1及び2）が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると知事が認めた研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

(エ) 準備型の資金の交付を受けた者で、国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内を実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必然性が明確であること。

- ウ 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に国実施要綱の別記 1 農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下、「就職氷河期新規就農促進事業」という。）又は新規就農実施要綱の別記 1 就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。
- オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後 5 年以内に 当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は 当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。
- カ 研修終了後に独立・自営就農（2 の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後 5 年以内に農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- キ 第 6 の 1 の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国又は県から照会があった場合は提示すること。
- ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第 6 の 1 の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- ケ 県が交付主体となる場合は、交付対象者と生計を別にする者を含む連帯保証人を 2 名立てること。
- (2) 交付金額及び交付期間
資金の額は、交付期間 1 年につき 1 人あたり最大 150 万円とする。また、交付期間は最長 2 年間とする。
なお、平成 31 年 4 月以降に研修を開始する準備型の交付対象者であって、(1) のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長 3 年間とする。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付主体は資金の交付を停止する。
- ア (1) の要件を満たさなくなった場合。
- イ 研修を途中で中止した場合。
- ウ 研修を途中で休止した場合。
- エ 第 6 の 1 の（4）の研修状況報告を行わなかった場合。
- オ 第 7 の 1 の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3030 号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という）を 満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。
- カ 第 14 の 3 に定める国、県及び市町村が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。
- ア 一部返還

- (ア) (3) のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- (イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。
- イ 全額返還
 - (ア) (3) のオに該当した場合。
 - (イ) 研修終了後（研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
 - (ウ) (2) のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1)のイの(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合。
 - (エ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。
 - (オ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (カ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
- (キ) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）で第6の1の(7)の報告を行わなかった場合。
- (ク) 虚偽の申請等を行った場合。

[新設]

2 研修支援事業

(1) 交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有し、令和3年度までに研修を開始していること。
- イ 第6の1の準備型に係る研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると知事が認めた研修機関等で研修を受けること。
 - (イ) 研修期間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (ウ) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。
 - a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
- ウ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない者であること。また、次のいずれかに該当すること。
 - a 過去に国実施要綱の別記1農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業及び新規就農者確保加速化対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

b 国実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業第4の1 準備型の研修計画の承認を令和3年度までに受けており、承認された交付期間に応じた資金の全てが交付されていないこと。

オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること（以下「農業経営を継承」という。）を確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農（旧要領の第5の2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 旧要領の第6の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。この場合、県は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は旧要領の第6の1の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者にあっては承認申請までに傷害保険に加入していること。

ケ 交付対象者と生計を別にする者を含む連帯保証人を2名立てること。

（2）交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付期間（第7の2の（1）の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。）は最長2年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付主体は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 旧要領の第6の1の（4）の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 旧要領の第7の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。

カ 第14の3に定める国、県及び市町村が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

（4）次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（キ）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（ア）（3）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

（イ）（3）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

（ア）（3）のオに該当した場合。

（イ）研修終了後（研修中止後及び旧要領の第6の1の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場

- 合。ただし、旧要領の第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
- (ウ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。
- (エ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (オ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、旧要領の第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間(第7の2の(1)の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
- (カ) 就農後、交付期間(第7の2の(1)の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(旧要領の第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で旧要領の第6の1の(7)の報告を行わなかった場合。
- (キ) 虚偽の申請等を行った場合。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

[新設]

2 経営開始型

(1) 経営開始型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
- (ア) 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。
- (イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2-1号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。
- (ア) 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
- (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調

達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。市町村長は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする

カ 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)

キ 次に掲げる条件に該当していること。
(ア) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
(イ) 国実施要綱の別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市町村長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第6の2の(1)の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第7の2の(6)の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。

シ 次に掲げる事項に該当しない者であること。
(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
(イ) 次のいずれかに該当する行為(b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
c 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
(ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（経営開始後5年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が(2)のアの交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は市町村長は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第6の2の(6)の就農状況報告を行わなかった場合。

オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市町村長が判断した場合

（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市町村長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

カ 第14の3に定める国、県及び市町村が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 第7の2の(6)の中間評価によりB評価と判断された場合。

ク 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村長が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、市町村長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。

(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村長が認めたときは、この限りではない。

ア (3)のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第7の2の(6)の中間評価によりB評価とされた者を除く。

第6 交付対象者の手続
1 準備型

第6 交付対象者の手続
[新設]

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

1 準備型及び新規就農促進事業

(1) 研修計画の承認申請

準備型又は新規就農促進事業の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号-1又は2）を作成し、交付主体に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号-1又は2）を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。なお、交付の申請については以下のとおりとする。

ア 準備型

交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

イ 新規就農促進事業

交付の申請は交付対象となる研修期間の半期分を単位として行うことを基本とし、原則として、当該半期分の対象となる期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付対象となる研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、

(4)の研修状況報告を1回以上行っている場合は、1年を超える対象研修期間分の資金を申請することができる。なお、交付対象となる研修期間が1年を超える場合は、交付の申請は交付対象となる研修期間の最初の日から1年以内に行うことができるものとする。ただし、いずれの場合も、交付の申請は(1)の承認を受けた年度内に行うものとする。また、交付申請額は、資金の対象研修期間の月数分の額とする。

(4) 研修状況報告

準備型又は新規就農促進事業の資金の交付を受けた者（以下「準備型等交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号-1から4のいずれか）を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備型等交付対象者は、資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号-1又は2）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型等交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号-1又は2）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備型等交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号-1又は2）を提出する。

ウ 準備型等交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて(2)の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型等交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号-1から6のいずれか）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であって、準備型等交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、2の(6)に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、準備型にあっては受給終了後、新規就農促進事業にあっては資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号-1又は2）を作成し、（1）の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号-1又は2）を交付主体に提出する。継続研修は、準備型にあっては受給終了後、新規就農促進事業にあっては資金の交付対象となる研修期間終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型等交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号-1又は2）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型等交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第26号-1又は2）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

エ 就農報告

準備型等交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第13号-1又は2）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備型等交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第27号-1又は2）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第28号-1又は2）を提出する。

カ 離農報告

準備型等交付対象者は、準備型にあっては交付期間終了後、新規就農促進事業にあっては、交付対象となる研修期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第18号-1又は2）を交付主体に提出する。

（8）連帯保証人に関する届出

県が交付主体の場合は、準備型等交付対象者は、研修計画の連帯保証人について、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別紙様式第20号）を知事に提出する。

（9）返還免除

準備型等交付対象者は、第5の1の（4）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第15号-1又は2）を交付主体に提出する。

（10）申請窓口

ア 研修予定地が千葉県内である場合は、千葉県又は研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、国実施要綱の別記1の第8の3又は新規就農実施要綱の別記1の第8の4に規定する全国型教育機関における研修については、この限りではない。

イ 準備型等交付対象者の就農予定地が千葉県に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体と調整の上、就農予定地である千葉県又は市町村から交付することができる。

ウ 千葉県又は研修予定地の市町村と就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村を申請の窓口とすることができる。

[新設]

2 研修支援事業
（1）研修実施の申請

第5の2の(1)のエのbに該当する者は、研修実施申請書(別紙様式第30号)を作成し、県に申請する。

(2) その他の手続き

(1)を提出し、第7の2の(1)の承認を受けた者は、旧要領の第6の1の

(1)から(9)までの規定に基づき行うこととする。

(3) 申請等窓口

旧要領の第6の1の(10)の規定を適用するものとする。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

[新設]

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等(別紙様式第2号-1)を作成し、市町村長に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村長に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第7の2の(12)のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第16号-1又は2)を作成し、市町村長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。なお、原則として、経営開始後1年を超えて交付の申請をした場合は、既に1年を超過した年数分は交付の対象とはならない。

また、申請の対象は、令和2年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者(以下「開始型交付対象者」という。)は、経営開始型の受給を中止する場合は市町村長に中止届(別紙様式第6号-1)を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村長に休止届(別紙様式第7号-1)を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(別紙様式第17号)を提出する。

ウ 経営開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合は除く。

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号-1)を市町村長に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9号-1-1)を市町村長に提出する。

イ 住所等変更報告

第7 交付主体の手続等

1 準備型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

ただし、旧要領の第7の1の(6)のアの(イ)については、「国実施要綱の別記2 農の雇用事業の第6の6、新規就農実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5、新規就農実施要綱の別記2 雇用就農者実践研修支援事業の第6の4、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記3 雇用就農資金第6の6による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。」を適用するものとする。

[削除]

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(別紙様式第12号-1)を市町村長に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町村長に就農中断届(別紙様式第27号-1)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第28号-1)を提出する。

エ 離農届

開始型交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第18号-1)を市町村長に提出する。

(7) 返還免除

開始型交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第15号-1)を市町村長に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第7 交付主体の手続等

[新設]

1 準備型及び新規就農促進事業

(1) 研修計画の承認

交付主体は、資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、県農林水産部担い手支援課専門普及指導室等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。なお、資金の交付については以下のとおりとする。

ア 準備型

資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

イ 新規就農促進事業

資金の交付は交付対象となる研修期間の半期分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、当該承認の年度内に速やかに資金の交付を行うものとする。なお、交付主体の判断により、1年を超える対象研修期間分の資金を交付することができるものとする。ただし、1年を超える対象研修期間分の資金を交付する場合は、交付対象者が研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、(4)の研修実施状況の確認を1回以上実施し、交付対象者が適切に研修を行っていることを確認した上で行うこととする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関や県農業事務所等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は千葉県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）や県農業事務所等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに準備型等交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に準備型等交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 準備型等交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表（成績表が発行されている場合）

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、(1)の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第5の1の(1)の要件」を「第5の1の(1)のアの要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった準備型等交付対象者の就農状況を、準備型等交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、資金の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体（千葉県又は市町村）と異なる都道府県又は市町村に就農した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、国実施要綱の別記1の第7の3の

(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

国実施要綱の別記2農の雇用事業の第6の6又は新規就農実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5による確認結果について、農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者
2の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備型等交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった準備型等交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備型等交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備型等交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出があった準備型等交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

交付主体は、準備型等交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。なお、新規就農促進事業の交付を受けた者にあつては、第5の1の(3)のオに該当する場合においても、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 交付主体は、準備型等交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、準備型等交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができる場合、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

交付主体は、準備型等交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請等窓口

ア 研修予定地が千葉県である場合は、千葉県又は研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

また、交付主体は研修に係る相談窓口を設置し、準備型等交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、準備型等交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。なお、県の相談窓口は県農林水産部担い手支援課及び県農業事務所に設置する。

イ 準備型等交付対象者の就農予定地が千葉県に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体と調整の上、就農予定地である千葉県又は市町村から交付することができる。

ウ 千葉県又は研修予定地の市町村と準備型等交付対象者の就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村を申請の窓口とすることができる。

エ アからウについて、国実施要綱の別記1の第8の3又は新規就農実施要綱の別記1の第8の4に規定する全国型教育機関における研修については、この限りではない。

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

(12) サポート体制の構築

千葉県、交付主体の市町村及び国実施要綱の別記1の第8の3又は新規就農実施要綱の別記1の第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始

2 研修支援事業

(1) 研修実施の承認

県は、第6の2の(1)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

(2) その他の手続等

県は、(1)の承認を受けた者に対し、旧要領の第7の1の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき行うこととする。

(3) 申請等窓口

旧要領の第7の1の(10)の規定を適用するものとする。

(4) 交付情報等の共有

ア 県は、交付対応者の情報を国及び全国農業委員会ネットワーク機構等と交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

イ 他の都道府県又は全国農業委員会ネットワーク機構が就農準備資金を交付した者が、千葉県で就農した場合は、県は就農状況の確認に協力する。

ウ 県は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第19号-2により適切に取り扱うものとする。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

[新設]

[新設]

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

市町村長は、経営開始型の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、(12)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言並びに指導を行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の承認

市町村長は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、(12)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(3) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村長は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(2)の手続に準じて、承認する。

(4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村長は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、市町村長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市町村長は、(12)のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の

確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第14号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

また、市町村長は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下（ア）から（ウ）までの方法により、就農状況チェックリスト（別紙様式第14号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

（ア）開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

（イ）圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

（ウ）書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のある書類の写し。以下同じ。）

ウ 就農中断者の状況確認

市町村長は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村長は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

（6）交付対象者の中間評価

市町村長は、開始型交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及び（12）のサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

ア 評価会の設置

市町村長は、（12）のサポートチーム等の関係者で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

市町村長は、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価基準を基に、エの評価区分のうち該当するものに決定する。

ウ 評価基準

エの評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。

（ア）経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者

（イ）（ア）の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市町村が認める者

a 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね1/2を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、別紙様式第2号の別添1の収支計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね1/2に達している者

b 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者

エ 評価区分

評価区分は、A（順調）、B（順調ではない）の2段階とする。

オ 評価結果の取り扱い

市町村長は、評価結果を受け、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、第10の経営発展支援金を交付する。また、A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、(12)のサポートチームが中心となって重点指導を行う。

なお、B評価の者については、資金の交付を中止する。

(7) 交付の中止

市町村長は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また第10の経営発展支援金の交付を受けた者については、経営開始4年目以降の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 市町村長は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村長は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

市町村長は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村、あるいは農地中間管理機構から借り受ける農地が所在する市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村、あるいは農地中間管理機構から借り受ける農地が所在する市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(11) 交付情報等の登録

市町村長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(12) サポート体制の整備

ア 市町村長は、平成29年度以降の新規交付対象者の、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村長は、別紙様式第22号別添1により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

イ 市町村長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）から（オ）までについて行うものとする。

（ア）第7の2の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

- (イ) 第7の2の(2)の審査への参加
- (ウ) 第7の2の(5)の就農状況の確認、助言及び指導
- (エ) 第7の2の(6)の中間評価会の参加
- (オ) 第7の2の(6)の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付対象者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付対象者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施
- (13) 交流会の開催
 県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。
- (14) 農業共済等の積極的活用
 市町村長は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

- 3 交付対象者情報の共有
- (1) 交付主体は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。
 また、国、交付主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。
 - (2) 交付主体はデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
 - (3) 国実施要綱別記1の第7の3の(4)又は新規就農実施要綱別記1の第7の12の(3)に基づき、交付対象者が本県から準備型又は新規就農促進事業の資金の交付を受けていた場合、就農地の都道府県に就農状況の確認を依頼する。また、本県以外の交付主体から準備型又は新規就農促進事業の資金の交付を受けていた場合、県は就農状況の確認に協力する。
 - (4) 国、交付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第19号により適切に取り扱うものとする。

第8 事業計画等

- 1 事業計画の作成
- (1) 都道府県農業次世代人材投資事業計画又は都道府県新規就農促進研修支援事業計画の作成
 知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行うときは、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第21号）を、研修支援事業の交付を行うときは、都道府県新規就農促進研修支援事業計画（別紙様式第31号）を作成し、関東農政局長の承認を得る。
 - (2) 市町村農業次世代人材投資事業計画の作成
 市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第22号）を作成し、知事の承認を得る。
[削除]
 - (3) 計画の軽微な変更
 (2)の事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金については市町村農業次世代人材投資事業計画（計画変更）（別紙様式第23号）を作成し、知事の承認を得る。
[削除]
 ア 新規就農者数に関する目標
 イ 資金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減
 ウ 経営発展支援金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減
 エ 推進事業費の増加

- 2 事業の着手
 [略]

第8 事業計画等

- 1 事業計画の作成
- (1) 都道府県農業次世代人材投資事業計画の作成
 知事は、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第21号）を作成し、関東農政局長の承認を得る。
 - (2) 事業計画の作成
 市町村長は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金の交付を行う場合は、市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第22号）を作成し、知事の承認を得る。
新規就農促進事業の交付を行うときは就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画（別紙様式第29号）を作成し、知事の承認を得る。
 - (3) 計画の重要な変更
 (2)の事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金については市町村農業次世代人材投資事業計画（計画変更）（別紙様式第23号）を作成し、知事の承認を得る。
新規就農促進事業については(2)の手続きに準じて行うものとする。
 ア 新規就農者数に関する目標
 イ 資金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減
 ウ 経営発展支援金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減
 エ 推進事業費の増加

- 2 事業の着手
 [略]

3 事業実績報告の作成

(1) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告 又は都道府県新規就農促進研修支援事業報告の作成

知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行ったときは、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第21号）を、研修支援事業の交付を行ったときは、都道府県新規就農促進研修支援事業報告（別紙様式第31号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに関東農政局に報告する。

(2) 市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第25号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

[削除]

なお実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

第9 推進事業

資金の交付事業を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務

[削除]

2 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第10 経営発展支援金事業

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

[削除]

3 事業実績報告の作成

(1) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成

知事は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第21号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに関東農政局に報告する。

(2) 事業実績報告の作成

市町村長は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金の事業が完了した場合は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第25号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

新規就農促進事業の事業が完了した場合は就職氷河期世代の新規就農促進事業実績報告（別紙様式第29号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに知事に報告する。

なお実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

第9 推進事業

資金の交付事業（就職氷河期新規就農促進事業を含む。）を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業（就職氷河期新規就農促進事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務

2 資金の交付事業の普及活動

3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第10 経営発展支援金事業

[新設]

1 交付対象者

第7の2の（6）の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手続

（1）支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第16号-3。以下「支援金交付申請書」という。）を市町村長に提出する。支援金交付申請書の提出は、経営開始型の経営開始4年目の交付対象期間に行う。

（2）市町村長は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

（3）（2）の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した支援金交付申請書を市町村長に提出する。

（4）市町村長は、支援金交付申請書の変更申請があった場合は、（2）に準じて承認する。

（5）交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（別紙様式第16号-3。以下「支援金実績報告書」という。）を市町村長に提出し、承認を得る。

(6) 市町村長は、(5)の支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額等

支援金の交付額は、2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額(以下「対象経費」という。)とし、150万円以内の額とする。

支援金の対象経費は、2の(2)で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限る。

4 支援対象期間

(1) 支援対象期間は2の(2)の承認を受けた日から最長1年間とする。

(2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は2の(2)の承認を受けた年度内に一度、2の(5)の実績報告、市町村長は2の(6)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 留意事項

(1) 市町村長は、交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)の第14から第16までの規定に準じて、取得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。

(2) 市町村長は、交付対象者に対し、取得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。また、第7の2の(5)のアの就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。

6 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第11 関係施策との連携

知事及び市町村長は、本事業を実施するに当たり、人・農地プラン進め方通知に基づき進められる人・農地プランの作成の取組及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)や農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第12 関係機関との連携

[略]

第13 書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、次によるものとする。

1 準備型又は研修支援事業の交付対象者にあつては、旧要領の第6の1の(10)を申請窓口とする。

なお、交付主体が千葉県~~の~~交付対象者(農業大学校で研修を受ける者を除く。)は、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。農業大学校で研修を受ける者にあつては、農業大学校を提出の窓口とする。ただし、旧要領の第6の1の(7)の報告については、就農地又は就農予定地が県内の場合は、就農地又は就農予定地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とし、就農地又は就農予定地が県外の場合は、県農林水産部担い手支援課を提出の窓口とする。

第11 関係施策との連携

知事及び市町村長は、本事業を実施するに当たり、人・農地プラン進め方通知に基づき進められる人・農地プランの作成の取組及び農地中間管理事業の推進に関する法律や農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第12 関係機関との連携

[略]

第13 書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、次によるものとする。

1 準備型又は新規就農促進事業の交付対象者にあつては、第6の1の(10)を申請窓口とする。

なお、交付主体が千葉県~~の~~交付対象者(農業大学校で研修を受ける者を除く。)は、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。農業大学校で研修を受ける者にあつては、農業大学校を提出の窓口とする。ただし、第6の1の(7)の報告については、就農地又は就農予定地が県内の場合は、就農地又は就農予定地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とし、就農地又は就農予定地が県外の場合は、県農林水産部担い手支援課を提出の窓口とする。

2 開始型交付対象者にあつては、旧要領の第6の2の(8)の申請窓口を提出の窓口とする。

3 準備型、経営開始型、経営発展支援金又は推進事業を実施する市町村にあつては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。
なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

第14 効率的かつ適正な執行の確保
[略]

第15 その他
[略]

附 則

1 本実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第9及び別紙様式第21号から第23号まで及び第25号については、本実施要領を適用するものとする。

3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表) [略]

2 開始型交付対象者にあつては、第6の2の(8)の申請窓口を提出の窓口とする。

3 準備型、新規就農促進事業、経営開始型、経営発展支援金又は推進事業を実施する市町村にあつては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。
なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

第14 効率的かつ適正な執行の確保
[略]

第15 その他
[略]

[新設]

(別表) [略]

[削除]

別紙様式第 19 号－ 2（新規就農実施要綱を一部修正）

新規就農促進研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第 1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応します。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施することとします。

第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項があります。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関で交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国及び県、市町村が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1 から 3 までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1 から 4 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 3 同意を得る方法

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、次のいずれかとします。

- 1 新規就農促進研修支援事業の申請者が計画書の申請を行う際の面談等において、別紙「個人情報の取扱い」を配布し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、交付主体に提出する。
- 2 新規就農促進研修支援事業の申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

別紙様式第 1 号－ 1～別紙様式第 19 号 [略]

[新設]

別紙様式第 19 号－ 2 の別紙（国実施要綱を一部修正）

様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農促進研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて

県及び市町村は、新規就農促進研修支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び市町村は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県青年農業者等育成センター、千葉県農業会議、農業共済組合、準備型及び就職氷河期世代の新規就農促進事業認定研修機関

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)
氏名

[新設]

別紙様式第 20 号 [略]

[削除]

別紙様式第 21 号

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
年 月 日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）(○年度○○県)を申請₍₃₎します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(2)」とする
(2)は、実績報告の場合は不要。
(3)は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第21号別添

都道府県農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体(準備型) : 都道府県
育成センター (機関名:)
市町村 (市町村数:)

交付主体(経営開始型) : 市町村数:

別紙様式第21号

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
年 月 日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第8の1の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）(○年度○○県)を申請₍₃₎します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は「5の(2)」とする
(2)は、実績報告の場合は不要。
(3)は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第21号別添

都道府県農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体(準備型) : 都道府県
育成センター (機関名:)
市町村 (市町村数:)

交付主体(経営開始型) : 市町村数:

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

Table with columns for recipient type (新規採択者分, 継続者分), age group (1年未満, 1年, 1年超~2年未満, 2年, 2年超~3年, 3年), and amount (交付金額). All values are 0.

(2)経営開始型

Table with columns for recipient type (うち夫婦, 継続者分), age group (1年未満, 1年以上~2年未満, 2年以上~3年未満, 3年以上~4年未満, 4年以上~5年未満, 5年), and amount. All values are 0.

(3)経営発展支援金

Table with columns for recipient count and amount, both 0.

(4)資金合計

Table with columns for recipient count and amount, both 0.

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

Table with columns for region (都道府県, 市町村, 育成センター) and amount. Total is 0.

(2)都道府県推進事業計画(実績)

Table with columns for item (事業実施に係る事務, 事業の普及活動, 交付対象者への指導活動), content, and amount. Total is 0.

3 事業費合計

Table with columns for amount, value is 0.

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

Table with columns for evaluation (A, B, C) and ratio (#DIV/0!).

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

Table with columns for year, target achievement count, and rate.

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること
注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること
注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること
注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

Table with columns for region, year, and continuation rate for 1 year and 5 years.

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成22年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

【削除】

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

Table with columns for recipient type (新規採択者分, 継続者分), age group (1年未満, 1年, 1年超~2年未満, 2年, 2年超~3年, 3年), and amount. All values are 0.

(2)経営開始型

Table with columns for recipient type (うち夫婦, 継続者分), age group (1年未満, 1年以上~2年未満, 2年以上~3年未満, 3年以上~4年未満, 4年以上~5年未満, 5年), and amount. All values are 0.

(3)経営発展支援金

Table with columns for recipient count and amount, both 0.

(4)資金合計

Table with columns for recipient count and amount, both 0.

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

Table with columns for region (都道府県, 市町村, 育成センター) and amount. Total is 0.

(2)都道府県推進事業計画(実績)

Table with columns for item (事業実施に係る事務, 事業の普及活動, 交付対象者への指導活動), content, and amount. Total is 0.

3 事業費合計

Table with columns for amount, value is 0.

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

Table with columns for evaluation (A, B, C) and ratio (#DIV/0!).

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

Table with columns for year, target achievement count, and rate.

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること
注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること
注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること
注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添4の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

Table with columns for region, year, and continuation rate for 1 year and 5 years.

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

注6:経営開始型の就農継続5年目の欄は、交付終了後5年間分の報告義務は平成29年度以降採択者が該当するため、事業実施年度が令和3年度では該当者がいないため記入不要

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)		
採択	審査時期 (回/年)		
	採択時期 (回/年)		
	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期	内 容
回	年 月	
	年 月	

注:適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1:「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づき認定研修機関を全て記載すること。

教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

注:新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) [略]

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規	募集時期 (回/年)		
採択	審査時期 (回/年)		
	採択時期 (回/年)		
	交付時期 (回/年)		
継続	交付時期 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期	内 容
回	年 月	
	年 月	

注:適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1:都道府県内の要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

(別紙) [略]

別紙様式第 22 号（国実施要綱一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農
林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（3）及び農業次世代人材投資事業実施
要領（平成 24 年 8 月 21 日付け担い手第 691 号制定）第 8 の 1 の（2）の規定に基づ
き承認を受けたいので、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度
○○市町村）を申請します。

別紙様式第22号別添

市町村農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度
 都道府県名 :
 市町村名 :

別紙様式第 22 号（国実施要綱一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農
林水産事務次官依命通知）別記 1 第 8 の 1 の（3）及び農業次世代人材投資事業実施
要領（平成 24 年 8 月 21 日付け担い手第 691 号制定）第 8 の 1 の（2）の規定に基づ
き承認を受けたいので、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度
○○市町村）を申請します。

別紙様式第22号別添

市町村農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度
 都道府県名 :
 市町村名 :

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数							交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額						
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年	1年未満		1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		
新規採択者分																
うち夫婦																
継続者分																
うち夫婦																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	
交付金額(円)	

(4)資金合計

交付対象者数(人)	0
交付金額(円)	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)	0
-------	---

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
		○年度	○年度	○年度	○年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

- 注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。
- 注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
- 注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	年度 対象者数(人)	割合
A評価		#DIV/0!
B評価		#DIV/0!
C評価		#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の中間評価結果を記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

- 注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること
- 注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること
- 注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること
- 注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数							交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額						
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年	1年未満		1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		
新規採択者分																
うち夫婦																
継続者分																
うち夫婦																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	
交付金額(円)	

(4)資金合計

交付対象者数(人)	0
交付金額(円)	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)	0
-------	---

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
		○年度	○年度	○年度	○年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

- 注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。
- 注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
- 注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	年度 対象者数(人)	割合
A評価		#DIV/0!
B評価		#DIV/0!
C評価		#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の中間評価結果を記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

- 注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること
- 注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること
- 注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること
- 注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添4の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 年度 交付終了者数(人)	② 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!	③ 年度 交付終了者数(人)	④ 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和 a 年度の場合、②には①令和 a 年度内に交付終了した者のうち1年後の令和 a 年度末に就農継続している者、④には③平成 28 年度内に交付終了した者のうち5年後の令和 a 年度末に就農継続している者の人数を記入)

【削除】

第3 事業推進体制

1 準備型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1:準備型で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」

に基づく認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注1:当該項目の作成は、令和3年度において新規採択を行~~った~~場合は必須とする。

注2:令和3年度以降において新規採択を行~~な~~かった場合は、地域サポート計画の代わりに「別添1:交付対象者のサポート体制」を作成し、添付すること。

注3:新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) [略]

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 年度 交付終了者数(人)	② 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!	③ 年度 交付終了者数(人)	④ 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率 #DIV/0!
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和3年度の場合、②には①令和2年度内に交付終了した者のうち1年後の令和3年度末に就農継続している者、④には③平成28年度内に交付終了した者のうち5年後の令和3年度末に就農継続している者の人数を記入)

注6:準備型の欄は、市町村が準備型の交付主体に追加となったのは令和3年度のため、事業実施年度が令和3年度においては全て記入不要。令和4年度以降、順次該当欄を記入すること

注7:経営開始型の就農継続5年目の欄は、交付終了後5年間分の報告義務は平成29年度以降採択者が該当するため、事業実施年度が令和3年度では該当者がいないため記入不要

第3 事業推進体制

1 準備型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1:準備型で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する実施要領第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウニリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注1:当該項目の作成は、令和3年度以降において新規採択を行う場合(予定含む)は必須とする。

注2:令和3年度以降において新規採択を行~~わ~~ない場合は、地域サポート計画の代わりに「別添1:交付対象者のサポート体制」を作成し、添付すること。

注3:実績報告時に別添2の農業次世代人材投資資金(経営開始型等)の交付対象者一覧を添付すること

(別紙) [略]

別紙様式第23号（国実施要綱を一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業計画（変更計画）（○年度○○市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

○○年○○月○○日付け担い手第○○号で承認及び内示のあった○○年度農業次世代人材投資事業に係る市町村農業次世代人材投資事業計画について、別添のとおり変更したいので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（5）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（3）の規定に基づき申請します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる
※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

別紙様式第24号 [略]

別紙様式第23号（国実施要綱を一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業計画（変更計画）（○年度○○市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

○○年○○月○○日付け担い手第○○号で承認及び内示のあった○○年度農業次世代人材投資事業に係る市町村農業次世代人材投資事業計画について、別添のとおり変更したいので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第8の1の（5）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（3）の規定に基づき申請します。

別紙様式第24号 [略]

別紙様式第 25 号（国実施要綱を一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業実績報告（〇年度〇〇市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

〇〇市町村長
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（3）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の3の（2）の規定に基づき、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業実績報告（〇年度〇〇市町村）を報告します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる
※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

[削除]

別紙様式第30号（新規就農実施要綱を一部加筆）（新規就農促進研修支援事業用）

研修実施申請書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

氏名

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け 3経営第1996号 農林水産事務次官依命通知）別記1第6の10の規定に基づき、「新規就農促進研修支援事業」を活用し、研修を継続することを申請します。

別紙様式第 25 号（国実施要綱を一部加筆）

市町村農業次世代人材投資事業実績報告（〇年度〇〇市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

〇〇市町村長
○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第8の5の（3）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の3の（2）の規定に基づき、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業実績報告（〇年度〇〇市町村）を報告します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる
※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

別紙様式第 26 号～別紙様式第 29 号 [略]

[新設]

別紙様式第 31 号（新規就農実施要綱を一部加筆）（新規就農促進研修支援事業用）

[新設]

都道府県新規就農促進研修支援事業計画（実績報告）（○年度○○県）

番 号
年 月 日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年12月20日付け 3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 8 の 2 の (2) ⁽¹⁾ の規定に基づき承認を受けたいので ⁽²⁾、別添のとおり都道府県新規就農促進研修支援事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請 ⁽³⁾ します。

※下線部 (1) は、実績報告の場合は「5 の (2)」とする
(2) は、実績報告の場合は不要。
(3) は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第21号別添

新規就農促進研修支援事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体 : 都道府県 (都道府県名:)

青年農業者等育成センター (機関名:)

市町村 (市町村名:)

第1 事業計画

1 資金の交付計画(実績)

交付対象者数 (人)	(内訳)交付対象となる研修期間別			交付金額 (円)	(内訳)交付対象者となる研修期間別		
	1年	1年超～2年未満	2年		1年	1年超～2年未満	2年

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
育成センター	
市町村	
合計	0

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

交付金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

第3 事業実施体制

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

	スケジュール・実施回数	審査体制・審査方法	備考
募集時期	○月～○月 (回/年)		
審査時期	○月～○月 (回/年)		
採択時期	○月～○月 (回/年)		
交付時期	○月～○月 (回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 認定研修機関及び交付主体(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1:都道府県内の要綱別記1第5の1の(2)のAの認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(別紙)

注:農業人材力事業実施要綱の別記1農業次世代人材投資事業の準備型の交付主体となっている都道府県は、同要綱別記1の別紙様式第24号の都道府県サポート計画の作成をもって本項目の都道府県サポート計画に代えることができる。

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(令和〇年〇月現在の情報)

都道府県名	問合せ窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (Eメール) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	-------	---	--

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合に記載)
		令和〇年度		平成〇年度		
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けした場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法入を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口		農業者による指導	
研修支援		販路支援	
技術・経営指導		生活に係る支援(住居、子育て等)	
農地確保支援		事務局・全体調整	
機械・施設等の確保支援		その他(〇〇)	
資金相談		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注:都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記載

4 その他情報(任意、自由記載)

注:必要に応じて適宜行を追加して記入してください。